沢柳政太郎の就学前教育観
―初等教育との連続性の観点から―

谷　脇　由季子

はじめに

本稿は、沢柳政太郎が就学前教育とその主たる場である幼稚園についてどのように関わり、理解していたかについて明らかにするものである。

成城幼稚園は、1925（大正 14）年 5 月に当時成城小学校の主事であった小原国芳の私邸の一室で「開設」され、それが正式に設置認可されたのは沢柳の最晩年である 1927（昭和 2）年のことであった。しかし、幼稚園の設立について最後まで反対していたことは、拙稿「大正自由教育における幼稚園教育に関する一考察」において明らかにした [(1)]。設立当初から 1937（昭和 12）年まで成城幼稚園の主事であった小林宗作は、当時すでにダルクローズ式リトミック教育の日本における第一人者であり、幼稚園教育の推進者であったが、沢柳との会話について次のように述懐している。

> 私が（博士）且つて文部省に役人をしてゐた時、全国の各府県に命じて幼稚園教育に対する調査をした事があつた。その時の多数の意見は幼稚園教育を有効（?）と認めてゐない、それ故にと言ふわけでもないが、私は幼稚園はなくてはならないと言ふ程には考えてゐなかつたのであるが、近頃雑誌等で見ると英国でも此頃は入学前の教育に余程意義を認めて来て其の設立を国家が奨励してゐる様であるから、追々には適当な人さへあれば、初（ママ）めてもよいと思ふ [(2)]

沢柳は、実は幼稚園とその教育について全く無知ではなかった。明治三十年代の高等教育会議では、普通学務局長として「幼稚園保育及設備規程」の制定に深く携わり、1926（大正 15）年の幼稚園令の制定に際しては、それを諮問した文政審議会の議論に関わっていた。さらに言えば、明治期以来の幼児教育の研究団

体であったフレーベル会やその後身である日本幼稚園協会に関わって日本における幼稚園の実態や諸外国の幼稚園教育についての最先端の知識を得ているばかりか、幼稚園教育の第一人者である倉橋惣三との交流も深く、幼稚園教育に直接携わらない立場の人間としては、当時もっともよく就学前教育および幼稚園というものを理解していた一人であると言えよう。

その彼が成城幼稚園設立に反対していたのは、小原の前のめりにも見える学園拡大構想への危惧だけではなく、当時の日本における幼稚園そのものに対する批判を持っていたのではないかと推測される。

とはいえ、沢柳の論稿や発言を丹念に見ていくと、彼は幼稚園やその教育自体を否定あるいは批判しているわけではないことが分かる。むしろ彼は、就学前教育を義務教育としての小学校教育の前段階として、子どもの教育上非常に重要なものとして捉えていた。そしてその組織である幼稚園については、特に大正期において積極的に構想していることが理解され、そこから彼の幼稚園教育観も見えてくるのである。

そこで本稿では、1899（明治 32）年の「幼稚園保育及設備規程」制定前後から 1926（大正 15）年の「幼稚園令」制定前後における時期の沢柳の発言や幼稚園教育に関する彼の論考等を手掛かりにして、彼の就学前教育および幼稚園に対する考えを明らかにしたい。

1. 高等教育会議における幼稚園に関する議論

上述した小林が紹介した「全国の各府県に命じて」行った「幼稚園教育に対する調査」について、沢柳は「幼稚園児童保育の方針」[(3)] で言及している。この文章は、掲載誌である『教育実験界』編集部が述べているように、「フレーベル会第五総会に於て､別段の用意なきも臨席の挨拶までにとてのべられたるもの」[(4)] の口述筆記である。沢柳自身が推敲、校閲しているわけではないので、かえって本音が見えるものである。

ここで彼は、その調査について次のように述べている。

それは丁度昨年のことでございます、各府県の師範学校に幼稚園の設けのあ

る処とない処とございますが、其ある処に向ひ、幼稚園の成績といふ様なことに付て尋ねたことがあつたのでございます[5]

この調査はいかなる意図で行われたものであるか。沢柳政太郎私家文書(以下、「私家文書」）の中に【調査要項及ビ理由］なる文書が残されている。これは、『澤柳政太郎私家文書目録』には【筆者、年代不明］とあるが[6]、最後の部分に「右ハ前ノ嘉納局長ヨリ新局ニ於テ調査ヲ要【ス］ヘシト認ムル事項ヲ列記シテ差シ戻ス」[7]とあることから、おそらく沢柳が普通学務局長に就任した際、前任者である嘉納治五郎から引き継ぎの調査要目として示されたものであろうと推測できる。

その中に、「幼稚園ニ関スル規定ノ件」という項目があり、後に「幼稚園保育及設備規程」として1899（明治32）年に制定される規定に関わる部分がある。そこには、調査の理由として次のことが挙げられている。

未タ幼稚園ノ設置ヲ奨励スルノ必要ヲ認メスト雖モ既ニ設置シタル以上ハ成ルヘク之ヲ有益ナラシムルヲ務ムルハ勿論便宜標式トスルニ足ルヘキ規定ヲ設ケラルヽハ適当ナル措置ニハアラスヤ[8]

これは、当時の文部省の共通した認識であったようである。「私家文書」によると、この「調査事項」は幼稚園についてのものを含めて「前局長ニ差シ戻シタルモノヲ稍写シタルモノ」であるので、多少文字の相違はあるが「其事項ハ同一」とのことである[9]。ここから、沢柳に引き継がれたこの「調査」は、前局長嘉納治五郎のさらに前の局長であった木場貞長以来の懸案事項であった幼稚園に関する規定の作成に関わって行われたものであることが分かる。

幼稚園に関する規定は、1890（明治23）年の第二次小学校令において市町村の幼稚園設置を認め、市町村立および私立の幼稚園の設置について府県知事の許可を受けることという規定がなされて以来、独自のものは1926（大正15）年の幼稚園令制定まで存在しなかった。文部省は、1891（明治24）年、文部省令第18号において幼稚園に関する規則を出したが、より強固な法令レベルの幼稚園規則の必要性が女子高等師範学校や1896（明治19）年創設の保育研究団体であるフレーベル会によって求められていた。特に、フレーベル会からは文部大臣あてに「幼稚園制度ニ関スル建議書」が提出されている。

そうした動きを受けて、文部省は省令案として「幼稚園保育及設備規程」を提示し、1899（明治 32）年 4 月から開催された第三回高等教育会議において、「幼稚園保姆退隠料及遺族扶助料ノ件」とともに諮問することとなった。

この会議には、沢柳は普通学務局長の立場で参加している。湯川嘉津美は、文部省の立場を代表して「幼稚園保育及設備規程」について説明した沢柳について、次のように解説している。

> 沢柳はこの「規程」は従来の幼稚園に関する規則の不備を補い、幼稚園を弊害のないものにするために定めるものであって、そこに公立幼稚園の奨励する意図はないというものであった。すなわち、「規程」制定の目的は幼稚園の設立を奨励するものではなく、むしろ増設傾向にある幼稚園に対して規定を設けてその濫設を防ぎ、さらに現存の幼稚園についてもそれを適用して保育の改善を図ることにあったのである [(10)]。

「幼稚園保育及設備規程」は、その後 6 月に制定された。その内容は、左記に挙げたフレーベル会の提出した建議書と近似した省令案にさらに多少の変更を施したものであり、この規程によって、「女子高等師範学校附属幼稚園をモデルとし」た「従来の普通幼稚園のあり方が追認され、制度化された」[(11)]。そして、その後この規程の内容は、1900（明治 33）年の第三次小学校令が制定されると、「小学校令施行規則中に位置づけられ、1926（大正 15）年の「幼稚園令」制定まで、日本の幼稚園教育の在り方を規定」することとなったのである [(12)]。

2.「幼稚園児童保育の方針」における沢柳の幼児教育理解

ところで、沢柳が「幼稚園保育及設備規程」の前提として行った調査の結果はいかなるものであったか。沢柳は以下のように総括している。

> 其の成績を師範学校長が報告して呉れましたのに依て見ましても、どうも成績の挙つて居ることが少ないかと思つたのでございます（中略）幼稚園の保育といふものがあつて、余程有益なる影響を子供に及ぼすものであると致しますれば、幼稚園から進んで小学校へ往くものと、さもなくして全く家庭の教育を受けたところの子供と、其間に相違がある筈であるが別段の相違を見

出すことが出来ぬ[13]

こうした状況の中で、沢柳は非常に彼らしい論点を提示する。つまり、幼稚園保育の方法あるいは職員である保姆の待遇についての議論は既に研究がなされていることであるのでそこは当事者に任せるとして、「幼稚園の抑の成りたちに付てまだお考へになるべき余地があるのではないか」[14]と指摘するのである。そこから、幼稚園に通園する子どもである「三年位から学齢に達して小学校に入るまで」の時期における教育について、彼の論を展開している。本節では、この議論をもとに、沢柳が幼児期の教育についてどのような考えをもっていたか見ていくこととする。

沢柳は、ある時期までの人間の子どもは、「人に依頼して発達しつつあ」り、その時期が他の動物に比べて非常に長い。その中でも「幼稚園に居る三年から満六歳に至る位の間といふものは最も独立することの出来ないときで、抛棄して置けば僅一日一夜の生命も保つことが出来ないといふやうな、全く人手に掛つて居らなければならぬ時期である」と指摘する。しかし、これほど長い幼児期を過ごさなければならないのにはもちろん意味があって、「将来としての仕事、即ち肉体上なり又精神上なりの動作を営むに用意をする間が即ち人に依頼して居る時期」であると述べる。つまりそれは、一生において「人間としての働きを為すための準備時期」というのである[15]。その上で、子どもの発達に留意した発言を展開する。

> 此の時期は単純に人間の脳髄なり人間なりが、他の妨害を受けさせへなければ宜しい時期であつて、教を受けて行くといふ様な時期でない、他から種々の手段に依て発達せしめんでも能く自分自身に発達する時期ではなからうかと考へるのでございます。既に小学校位のときであれば、他の種々の教育を受けることの必要なる時期であるが、幼稚園の時期では全く自然に抛棄して置いたならば、最も適当なる発達を為す時期ではなからうかと思ふ[16]

彼は、さらに続けて「無論ルーソーの如く極端に何処までも自然といふやうなことばかりに関係を付けて、自然ならざるところの影響を排斥するのではございませぬけれども」[17]としつつ、少なくとも幼児期については、ルソーの消極主義的教育に同意していたことが分かる。そして、幼稚園における「保育」と小学

校以上の「教育」とを峻別して捉えており、幼稚園の時期の子どもは「まだ有意的の或る方法に従つて感化して行くべき時期には達して」おらず、「なるべく生まれ得たところの発育に従つて往くべき時期である」であるとして、保育の方法は「小学校とは余程違つて来なければなら」ないと説くのである[18]。

従って、「幼稚園の時期といふものは始終自然の発育に従ふの時代に相当して居るものではないかと思はれる」ので、「何処までも自然主義に拡張して行くといふことは到底その当を得たことではないと思ひますが、出来る限りは自然主義に依りて往くべき時代は即ち幼稚園時代ではなからうかと思ふ」[19]と述べる。

結論として、沢柳は、幼児期に「後の発達を妨げるものを抑へて積極的に利益のあるものを発達させるといふことになれば、教育の力といふものは非常なるものである」ため、「保育の効能といふものも其点に就ては一層大なるものである」と、幼稚園の保育に一定の理解を示している。そして「幼児をして将来十分の発達を為さしめる準備をするとか、豪い人間になるやうな発達の準備をするといふやうな幼稚園保育の仕方といふものは、余程有効なるものであらう」と述べるにとどめるのである[20]。

3. 幼稚園令の制定と沢柳の幼児教育に対するスタンスの変化

(1) 幼児教育への関心

ここまで見てきたように、明治期において、沢柳はいわゆる文部官僚としての立場から、幼稚園について冷淡な態度を貫いていた。ただし、それはそのまま幼稚園における保育を否定したものでなく、子どもの発達の観点から幼児教育のあり方を見直すことを提案し、制度的、方法論的には、学校教育との関係から幼稚園というものを捉えようとしていたことが分かる。

沢柳は、その後文部省を離れてからも、幼児教育に対する関心を持ち続けた。それは、特に帝国教育会の会長となり、その立場でフレーベル会およびその後身である日本幼稚園協会の客員会員（後に賛助員）として参加し続けていたことからもわかる。その間に成城小学校を創設し、教員たちの研究に間近に触れるとともに、欧米教育視察を何度か行うことによって、彼の中で幼児教育への関心が深

まっていった。彼自身は直接的に幼児教育研究に携わることはなかったが、小学校教育との関係で、あるいは制度的な関心から、常に幼児教育に気を配っていたことは、まざまな資料から読み取ることができる。

例えば、沢柳は、欧米教育視察団を組織して 1929（大正 11）年から外遊しているが、その際、アメリカにおいて幼児教育に関する本を手に入れ、その翻訳を成城小学校の教員であった結城捨次郎に翻訳させている。その序文で彼は、「本書は私がアメリカ合衆国滞在中に探したもので、私は非常に有益な面白い書物であると思ふ。（中略）もとよりアメリカの児童について述べたものであるから、そのまゝ尽くを我国の児童に適用することはできないではあらう。けれども参考としては無上の価値あるものと私は断言する」[21]と述べている。この言葉からは、その多忙さ故に自ら幼児教育研究に携わることはできないが、何らかの形で幼児教育研究に寄与したいという沢柳の強い想いが見えてくる。

また、日本幼稚園協会の主催で「幼稚園令発布記念全国幼稚園大会」が 1926（大正 15）年 6 月 19 日から 21 日までの三日間、東京女子高等師範学校講堂において開催され、沢柳は推されて議長を務めた。その開会の挨拶において、沢柳は欧米における幼児教育への注目ということについて、「二十世紀は児童の世紀といはれるが、此の消極的の保護事業の方も世界を通じて誠に有望なものだと見られます」と述べている。さらに、前年エディンバラで開催された国際教育会議の部会の一つに幼稚園問題が取り上げられ、その総会において次の 2 点を決議したことを紹介している。

1 幼年期の教育の極めて大切なことを思ひ、此期に必要なる教育については相当の施設をなすこと。此教育は家庭に於てすると集団に於てするとを問はず、身体、精神共に自由な発達を助け望ましい性格を作ることを目的とする。

2 此教育は幼児の心身の教養をなす目的のために養成せられたる専門の人に任さるべきである。其施設其他の為には公の費用が至当であり、又其教育に関しては各国政府が研究するが相当である。[22]

(2) 文政審議会における議論

さて、幼稚園令は 1926（大正 15）年 4 月に勅令第 74 号として公布された。その制定について議論したのが文政審議会である。

文政審議会については、阿部彰『文政審議会の研究』に詳しいが、それによると、幼稚園令について諮問された諮詢第五号案の意義は、「形式的には、従来小学校令中に規定されていた幼稚園に関する諸規定を分離、独立しようとしたにすぎなかったが、実際にはそれは単に立法技術に止まらない意味を持つものであった」[(23)]。つまり、この時期、社会的には第一次世界大戦後の不況と物価高騰が進行し、生計を支えるために夫婦ともに働きに出ざるを得ない家庭が増え、残された子どもたちを収容する託児所が多く開設された。その状況の中で幼稚園も、従来のような上中流の家庭の子女のためのものという性格から、一般大衆の子どもたちのための教育機関へと変貌する必要があり、それが文部省側の意図した幼稚園令の本来の目的であったというのである。当時の文相であった岡田良平は、そのことについて次のように趣旨説明している。

> 生存競争ノ激甚ナル所ニ在リマシテハ、父母ハ終日業務ノ為ニ斡掌致シマシテ、已ムヲ得ズ子女ノ教育ヲ等閑ニ附スル家庭ガ段々年ト共ニ増加セントスルノ傾向デアリマス、是ニ於テ幼稚園ガ家庭教育ヲ補ハントスル任務ガ益々重要ノ度ヲ加ヘル次第デアリマス [(24)]

従って、必要に応じて地方長官に命じて各市町村に幼稚園設立を促すことや、幼稚園に 3 歳未満の幼児を収容する施設の付設を認めることといった点が、重要な審議対象となるはずであった。幹事長を務めた文部次官の松浦鎮次郎は、委員からの質問に対して「工場等ニ通フガ為ニ、父母共ニ家庭ノ保育ニ従事スルコトガ出来ナイト云フヤウナ事情ニ在ルモノガ相当ノ数ニ上ッテ居ルト云フ事情ハ、今日デモ存在シテ居ルノデアリマス」[(25)] と答えている。そうした事情の中で、「我国デハ先ヅ大多数ト申シテ宜シカラウト考ヘマスガ、中々所謂貧困者ノ為ニスルト云フモノハ先ヅナイノデアリマシテ、今後ハサウ云フ貧困者ノ為ニスルモノヲ奨励スル必要ガアルダラウ」[(26)] との認識を示している。さらに続けて、「即チ幼児保育所ノ如キ者ハ、コレハ幼稚園トハナラズニ別ノ施設ニナッテ居ルノデアリマスケレドモ、今回ノ案デハ矢張サウ云フモノモ是ハ強ユル訳デハアリマセヌガ、

矢張幼稚園トシテ経営シテ行クト云フコトヲ成ルベク奨励シテ行キタイ」[27]と述べる。

これらのことは、日本における就学前教育を根底から覆す性質をもったものであったにもかかわらず、阿部は「政府・文部省がどれほどまで熱意をもって臨むかについては、はなはだ心もと(ママ)たかった」として、その結果「第一に、三歳未満の部分は正規の幼稚園とは認めず便宜的に託児所的なものを併置するに過ぎず、第二に、設置奨励のための財政的裏付けもなく地方長官に対する行政指導も積極的に行う意思がほとんどないことが明らかにされるにつれて、諮詢五号案の特徴は色あせ、規定の独立という形式的意義のみが目立つようになった」と批判するのである[28]。

文政審議会の委員であった沢柳は、この諮問そのものに不満を抱いていた。総会の議論の最後の方で彼は、諮問の内容について、「当局ノ現在ヤッテ居ラレルコトガ大部分デアル､新ニ加ヘヨウト云フコトモ左程重大ナ事柄デハナイ」ため、「態々御諮問ニナルト云フコトハ、私ハ其意ヲ知ルニ苦シムノデアリマス」と批判する[29]。さらに、松浦が答弁するように、よしんば「小学校令ノ中カラ独立サセマシテ、新タナル幼稚園令トシテ規定ヲ致ス方ガ、幼稚園ノ発達ヲ促ス上ニ於テ有効デアラウト云フ考カラ、今回ノ計画ヲ致シタ」のであったとしても[30]、「既ニ前ノ議会ニ於テ貴衆両院ニ請願ガアリマシテ、採択スベキモノトシテ政府ニ御送付ニナッテ居ル」ため、必要なかったのではないかと、この諮詢第五号案そのものを否定しかねない発言をするのである[31]。要するに、沢柳にとっては、小学校令から独立した幼稚園令ができることは、議会レベルですでに解決済みのことであるから、特に大きな変更を要するものがない限り、わざわざ文政審議会で議論をする必要がないという認識であったのである。実際、沢柳はこの総会の冒頭で、この諮詢第五号については「恐ラクハ是ハ説明ガアリ、二三ノ質問応答ガアリマシタナラバ即決セラルベキモノデアリマシテ、左程込入ッタ内容ヲ持ッテ居ルモノデモナイ」[32]と発言しており、それよりも先に提出されて前年から持ち越しとなっていた中学校の改善に関する建議案の審議をしてほしいと述べている[33]。

最終的に、総会の後に特別委員会を設けることが決定したが、その後、すでに

有名無実であるとして批判の対象となっていた地方長官による行政指導に関する項目である第三項を削除して、1925(大正14)年12月に答申が出されることとなった。そして結局、従来通りの幼稚園のあり方、つまり中上流の子どもは幼稚園へ通い、両親にその余裕のない子どもたちは託児所へ預けられるといういわゆる幼保二元の状況が固定化することとなったのである。

(3) 欧米における幼稚園教育制度

ところで、「私家文書」には文政審議会の際のものであろうと思われる資料がいくつか残されている。そのひとつに『各国幼稚園教育制度』と称したパンフレットがあるが[(34)]、それによると、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツの他、イタリア、ベルギー、オランダ、スイス（イタリア以下は「其他ノ部」としてまとめられている）の各国の幼稚園教育制度が紹介されている。それぞれの国の事情や調査にばらつきがあるので単純に比較はできないが、世界的に就学前教育がどのような形でなされていたかの概要を知ることができる。以下に、それぞれの国の項目を概観してみよう。

「英国ノ部」では、イギリスの就学前教育について総括した文章はなく、1921年教育令の保育学校に関する条文（第21条)、1919年の保育学校規程、1919年の保育学校に関する訓令の3点が紹介されているのみである。イギリスにおいては、幼稚園とは異なる「保育学校」という独自の就学前教育制度を取っている。この「保育学校」は、後述するように、沢柳のみならず当時の幼児教育研究者たちの関心の非常に高いものであった。ここで特筆すべきは、2歳以上の幼児を収容することを明記していること、そのための施設の規模やスタッフについてこと細かく指定していることである。このことから、今後イギリスにおいて就学前教育を重視しようとする意図を読み取ることができる。

「米国ノ部」は、アメリカで幼稚園が発展しつつあることをさまざまなデータから示そうとしている。データの紹介に先立って、次のように述べられている。

> 現今米国ニ於テハ大ニ幼稚園教育ノ価値ヲ認メ幼稚園ヲ公立学校系統ノ一部トシテ取扱フ処甚ダ多シ。現ニバーヂニア、モンタナ、ワイオミング、テキサス等ノ各州ニ於テハ州法ヲ以テ之ヲ規定ス縦令州法ヲ以テ規定セズト雖

モ多クノ幼稚園ハ地方費ヲ以テ維持セラレ且経営セラレ居ルヲ以テ事実ハ公立学校ノ一部ト認ムルト同様ナリ。(35)

就学年齢は州によって異なるが、ほぼ4歳から6歳の幼児を対象としている。報告者は、アメリカにおいていかに就学前教育が隆盛しつつあるかを述べるが、幼稚園に在籍する園児の同年代の幼児全体に対する割合は、全米で約11％にとどまっている。さらに、公立の幼稚園に比べて私立の幼稚園の増加傾向が目立つことを報告している。

「仏国ノ部」では、フランスの独特な就学前教育施設である「母親学校」について紹介している。報告者の説明によれば、母親学校とは「満二歳乃至六歳ノ児童ヲ収容シ男女児童ニ対シテ共同ニ其ノ必要ナル身体的、道徳的、知的発達ヲ保証スルモノ」であり、いわゆる学校というより「寧ロ学校ニ対スル準備ヲ施ス場所」である(36)。母親学校を設置しない小村落には、母親学級と同等の役割を担う「幼稚科」が設置されており、いずれも正式な学校組織の一つとして組み込まれている。その目的は、「一九〇八年三月十六日母親学校ニ対スル訓示」に以下の様に示されている。

母親学校ハ学齢ニ達セザル幼児ニ其ノ身体的・知的及道徳的発達ノ程度ニ応ズル保護ヲ与フルヲ以テ其ノ目的トス

母親学校ハ通常ノ意味ニ於ケル学校ニアラズシテ　幼児ヲ市中生活ノ危険例ヘバ不健康ナル住居ニ於ケル孤独ノ危険等ニ対シ幼児ヲ保護セントスル場所ナリ　従ツテ此ノ学校ハ無保護児童並ニソノ母親ガ毎日終日戸外ニ在ル所ノ児童ノ日々ノ通学ヲ奨励スベキモノナリ　又其ノ他ノ場合ニ在リテモ母親ガ保護ヲナシ難キ事情アル時間ニ於テハ其ノ児童ヲモ収容スベク尚放課時間ノ間ハ同年輩ノ友達ヲ有セザル児童ニモ好意ヲ示スベキモノナリ(37)

つまり、「母親学校」は、日中仕事のために母親が保護することのできない就学前の子ども、あるいはそうでない場合でも、同年代の遊び友だちのいない子どもを収容する施設、まさに就学前の子どものための施設なのである。

「独逸ノ部」では、フレーベルによる幼稚園発祥の地ということもあるが、かなり事情が特殊であることが報告される。

ドイツにおいては、「特別ナル教育機関トシテハ未ダ公ノ学校系統ノ中ニ認メ

ラレ」ておらず、その教育的指導は国家ではなく「独逸フレーベル会ノ如キ私的機関」が行ってきた。それは、もともと「主トシテ家庭ニ於ケル保護ノ十分ナラザル児童ノ為ノ施設トシテ児童保護ノ社会的施設タルニ近」いという性格の特殊性からくるものである[38]。日本においては周知のごとく、ドイツのフレーベル式の幼稚園を模範として発展してきたのであるが、フレーベルの本来意図したものとは性格が異なり、日本では中流上流の家庭の子どもたちの施設となっていることに対して批判がなされ、文部省も幼稚園の「濫設」を防ぐ意図で「幼稚園保育及設備規程」が出されたことは、すでに述べたとおりである。

さて、報告書によれば、ドイツでは、第一次世界大戦の敗戦に伴って 1919 年にワイマール憲法が制定されたということにより、就学前教育は基本的に家庭に存する、幼稚園はその補足機関であるという 1920 年の「独逸全国教育会議第一委員会（幼稚園)」の決議要項を掲載している[39]。

「其他ノ部」では、イタリア、ベルギー、スイス、オランダの就学前教育について簡略に述べられている。イタリアは、フレーベルの幼稚園に先立つこと 6 年の 1831 年に既に A.F. アポルチーの幼稚園があったことを紹介するが、モンテッソーリの登場により「彼女ノ新式幼稚園ハ前伊太利ハ勿論海外ニマデモ流行スルニ至」っていることを述べる。そしてイタリアにおいては当時､「アポルチー型」､「フレーベル又ハソノ改良型」「モンテッソーリーノベビーハウス式」そして「単ナル公設ノ保育所」という 4 種に分かれた幼稚園の数の他、月謝や食費、教員や園児の数を紹介する[40]。

ベルギーについては、3 歳から 6 歳までの男女共学で、教師が女性であること、教授要目について 3 行で記述するにとどまっている[41]。

オランダでは、幼稚園は学校系統に属さないため、国家は全く関与しない（ライデン市の保姆養成所附属幼稚園のみ補助がある)。そのため、私人あるいは自治団体によって幼稚園経営がなされており、特に大都市では盛んで、そこではフレーベル式の幼稚園が発展している。幼稚園のない地域では 5 歳あるいは 6 歳から小学校に入学することを紹介している。しかし、オランダの項には次のような興味深い記述がある。

近年幼稚園ヲ初等教育ノ一部分ト為サントスル傾向ノ著シキヲ見ル此ノ傾

向ノ支障トナルモノハ義務教育年齢ヲ七歳ヨリ十三歳マデトナシアル現行法ナリ。若シ此ノ義務教育年齢ヲ低下スルコトヲ得ハ幼稚園ハ慥ニ普通初等教育ノ一部トナスヲ得ベシ。(42)

これは、オランダにおいても今後就学前教育が初等教育に組み込まれる可能性をも示唆している。この点は、就学前教育と初等教育との関係を考える上で、非常に重要な視点であると思われる。

スイスでは、その独特の国家形態により、国全体としての幼稚園令がない。ドイツ語圏の地域では、ドイツと同様、私立公立を問わず、義務教育でないフレーベル式の幼稚園があり、一方でフランス語圏の地域では、フランスと同様、学校系統の中に組み込まれており、「小学校ニ入学スルノ第一階梯ト」して捉えられている。従ってフランス語圏の方では「幼稚園ニ於テ読ミ書キ勘定ノ初歩ヲ教」えている(43)。

当然のことであるが、各国それぞれの事情によって就学前教育の形態や実情は異なっている。しかし、この中でどれかを参照して議論しようという動きは、文政審議会総会の議論を見てもほとんど見当たらない。結果的には、すでに述べたように、1926（大正 15）年に制定された幼稚園令は、1899（明治 32）年の幼稚園保育及設備規程やその後の省令を一つの法令としたものであるといっても過言ではない。とはいえ、幼稚園教育の当事者たちにとっては、小学校令や中学校令と同等の法令としての幼稚園令を制定すること自体に意味があったのである。

4. イギリスの「保育学校」への関心

これまで、沢柳の 1926（大正 15 年）の幼稚園令制定に至るまでの就学前教育との関わりやその理解、当時の世界的な就学前教育について述べてきたが、その中でも彼が最も関心を持ったのは、イギリスの「nursery school」であった。「はじめに」や前節で紹介したように、沢柳は、当時幼児教育の世界で注目されていたこのイギリスの新しい就学前教育の制度に非常に強い関心を持っていた。本節は、1918 年のイギリスにおける教育改革によってクローズアップされた「nursery school」への注目と、幼稚園令の公布へのスタンスの面から、そのことを明らか

にしていこうと考える。

「nursery school」とは、一般には「保育所」を指す用語であるが、イギリスの学校制度の中では「保育学校」と翻訳される施設である。イギリスにおいては、義務教育は満5歳に入学する「infant school」（幼児学校）から始まるが、その前段階、満2歳以上5歳未満の幼児を収容して教育する場として設置されている。

この「nursery school」は、1918年、当時の文部大臣であったフィッシャーによって行われたイギリスにおける学制改革のひとつであった。前述したように、当時の幼児教育研究者たちにとっても大変関心の高い制度であり、例えば『幼児と教育』誌にもイギリスの保育学校令についての紹介記事が連載されている[(44)]。

沢柳は、論文「幼稚園令の制定」において、この「nursery school」について次のように簡単に説明している。

> 最近即ち千九百十八年に英国の教育制度に大改革が行はれたとき（時の文部大臣は有名なフイツシヤー氏であつた）英国はそれと同時に幼稚園教育を国家教育の重要なる一部分と見るに到つたのである、この時の制度においてはこれを幼稚園と称せずして保育学校（Nursery School）と名づけたのである。而して本令によれば市町村は保育学校設立の義務はないけれども若し設立したる際は小学校と同様国家はその経費の半額を補助するといふのであつて、即ち小学校と同様に扱ふやうになつてゐる、唯小学校の如く設立の義務がないといふまでであるが、その設立は能ふだけ奨励してゐるのである、然るに英国において幼稚園令の制定はできたが、時恰も大戦役疲弊の後を享けて中央も地方も共に財政が困難なる関係から保育学校が急に盛んになるといふことはできなかつた、然し一度英国の財政が常態に復すればそこに非常な発達を見るべきことは明らかなことである、尤も英国における保育学校はフレーベルの幼稚園そのままではなくマツクミラン女史が二十年来保育学校を設立経営して来たのによつてゐるものであつて、満二歳より学齢期までの児童を保護教育してゆくので幼稚園よりも少し広いのである。所がこの保育学校の思想や施設は今欧州大陸より米国に移殖されて発展してゐる[(45)]。

それまで日本が信奉してきたいわゆるフレーベル式の幼稚園が発祥の地であるドイツですら幼稚園有害論が出るなどしており[(46)]、そのことも文部省が従来幼

稚園に対して冷淡であった理由の一つであるが、ここへきて新しい就学前教育として制度化されたイギリスの「nursery school」に対して沢柳のみならず幼稚園教育に携わる者みんなが関心を寄せたのである。しかも、それが「国家教育の重要なる一部分」として、学校教育制度の中に組み込まれたという点に、沢柳は特に大きな関心を持った。

彼は、当時欧米においても俎上に上っていた義務教育年限の延長にも触れ、欧米におけるそれは中等教育の普及としての補習教育あるいは成人教育であって、その点は日本と事情が全く異なるとの認識を示していた。しかし、「保育学校の施設経営を国家教育の重要なる機関とすること」は「義務教育年限を後の方へ延長」するのではなく「前に延長」しようとするものとして、発想の転換とも言うべき衝撃を沢柳に与えたのである[47]。彼は、その点について次のように大きな期待を寄せた。

> 教育を後に延長することも必要だが更にこれを前に延長するといふことも必要である、殊に教育の作用は幼少である程その効果に著しいものがある、故に満六歳以前においてはやはり教育の効果は著しいのでこの点から見るも将来幼稚園教育が国家の制度として認めらるることも当然のことと考へなければならない。かくて今度の幼稚園令の制定においてその実質はたとへ小学校令にあるものと殆んど同様なるものであるとしても、然しここに一段の進歩が少なくともその形式的方面に又その体裁の上に進めたものであつて我国の教育のために慶賀すべきことである、従つて一時代を画するとまでは言はれなくとも幼稚園教育において確かに画時代的進歩をなしたことは認めなければならない、余は更に今日のこの幼稚園教育の進歩に基いて、やがてこれを小学校における同等になさしめることを望むものである[48]。

では、彼は「nursery school」のどの部分に強い関心を持ったのだろうか。

私家文書には、英国婦人教員組合の機関誌が数冊保存されており、そのひとつにアグネス・ドーソン 著の『保育学級』がある（原題は “Nursery Classes”）。この雑誌は、おそらく先に挙げた小林宗作に語ったものであろうと推察されるが、沢柳は、文政審議会での資料のほかにこの保育学校についてもっとよく知りたいという強い欲求があったようである。その中に、保育学校に対する教育委員会規

程の文章として紹介されている部分があり、沢柳は、その部分に印をつけており、非常に共感していることが分かる。

> 子どもというものは、何よりもまず成長し続ける存在である。保育学校は一方では子どもの成長を妨げ、制限し、歪めるような周りの環境や街の組織の影響から、成長しつつある子どもを解放する。他方では、子どもの成長を刺激し、指導する。それは単に子どもの世話をする場所というのではない。保育学校に対する必要は大都市のより密集した地域において最も大きい。効果的に管理された保育学校の十分な供給がそうした地域の子どもたちやその両親たち双方に及ぼすかもしれない影響は計り知れないのである。(49)

そして同じく教育委員会規程の中の保育学校に対する具体的な設備の要求に関する部分で、明るく単純な絵を飾ること、子どもたちが昼寝する部屋の確保、訓練された教師に加えて適切な助手の確保、子どもたちに専門的なケアを行うための学校医と看護婦の確保といった部分に下線を引いており、具体的な保育学校の姿を沢柳が描いていたことが分かる(50)。

この保育学校に対する沢柳の期待は、非常に大きなものであったようである。だからこそ、「はじめに」で紹介したように、「追々には適当な人さへあれば、初めてもよいと思ふ」とかなり前向きな態度を示したのであろうと考えることができる。

ただ、それをもって沢柳が成城幼稚園を経営する意図をもっていたと考えるのは早計であろう。リアリストである沢柳が経営的にもまだ安定していない成城小学校に幼稚園を付設することは、まずあり得なかったからである。万が一沢柳が幼稚園を「初める」とするならば、おそらくそれは、小原や小林が行っていたものとは全く異なる、きわめてイギリスの幼児学校に近い形態の実験幼稚園であったと考えられる。

5. 就学前教育と初等教育との連続

ところで、就学前教育は、沢柳にとって「諸外国において未だ不十分」な分野であり、国民教育としての小学校教育との連続性の点に関しても、制度的あるい

は方法論的にも研究の余地が多分にあると、感じられたようである。だからこそ「ドイツにおいてすら不振の状態ではないかと言はずに、実際上理論上研究してその必要を認めたる場合は何れの国にも先んじてこれを行ひ、諸外国にその範を示すべきであると思ふ」と大きな期待を寄せていた[51]。

彼は、「幼稚園保育及設備規程」を設置して6年後の演説で、当時の政府が幼稚園を奨励しない理由として、「眼前の教育事業におはれて幼稚園の如きその功果の直ちに現れずして、遠く将来に望みを嘱すべきことには手が届か」ない点と、「幼稚園は国の教育制度の一部分として施設すべきものなりや否やといふことを十分に講究されて」いない点の二つを挙げている[52]。特に第二点目については、就学前教育と初等教育の連続性を考えるときに、非常に重要な観点である。世界的にもそこは大きな論点であり、イギリスの幼児学校を含むフィッシャーの教育改革は、大きな魅力を感じていたようである。

しかし、就学前教育と初等教育とは不離の関係であることは誰もが了解していたことであるにもかかわらず、就学前教育を教育制度上どのように位置づけるかという根本的な議論は、結局行われることはなかった。というのは、特に日本の場合、国民教育としての初等教育とあくまで任意の教育である就学前教育とを連続した制度として捉えることができないからであろうと考えられる。ただ、イギリスにおいても幼児学校を義務教育とは捉えていないので、沢柳にとってはその点についてはあまり関心がなかったようである。実際、就学前教育の重要性を説きながら、その教育の場として何が何でも幼稚園へ通う必要があるとは感じていないし、家庭での教育も否定していない。

一方で、沢柳は、カリキュラム上での就学前教育と初等教育との連続性の可能性を「自然科」に見ていたようである。

彼は、『幼児と教育』の前身誌である『幼児教育』に、「幼児教育と自然科」という論文を1919（大正8）年に発表している。ここで、「私の成城小学校では尋常一年から自然科を課して居る。否もつと早く、学齢前から始め度いと思ふのである」[53]と述べている。この自然科については、沢柳は早い段階から高い関心を持っており、幼稚園においても必要であると考えていた。自然についての学習は、家庭においても幼稚園においても重要であるが、特に「幼稚園に於てはたゞ

時に触れ折に触れといふ風ばかりでなく、立案的に此の教育を施したい」[54]という考えをもっていた。

それは彼の中で消えることなく続いていた。例えば、1923（大正 12）年 3 月号の『幼児教育』誌において、「幼稚園改善の急務」というアンケートを実施したという特集記事が組まれた。雑誌の性格上、関係者には幼稚園の園長が多いため、回答の多くは、保姆の待遇改善や保姆の養成機関の確立、幼稚園の規模の問題について言及しているが、沢柳は次のように回答している。

一、児童の自由活動を基調として保育すること

二、観察科又はネーチュア、スタディーを仕事の一とすること

三、別段の為めには保姆の実力ある者を要す[55]

この回答で明らかなように、彼は「ネーチュア、スタディー」つまり自然科を通じて就学前教育と初等教育との教育内容上の連続性を見いだそうとしていたと考えられる。つまり、この段階で沢柳は、就学前教育に対して明らかに初等教育と連続するものとして捉えており、その教育の場は家庭であるか幼稚園であるかは問わないが、幼稚園で行う場合は、カリキュラムを組むなりして計画的に行うことをその重要な使命としていたと言えるのである。

6. おわりに

これまで、沢柳が就学前教育および幼稚園についてどのように関わり、どのように理解をしていたかということについて述べてきた。

文部官僚時代の沢柳は、文部省の総意として、日本における幼稚園は未だ発展途上にあり、そのような不完全な幼稚園の「濫設」を阻止しようと、「幼稚園保育及設備規程」を設置することを当然であると捉えていた。しかし一方で、就学前教育そのものについては、学校教育の準備期間として重視し、ルソーの自然主義に多分に影響を受けた認識を示している。

その後、帝国教育会会長あるいは成城小学校校長となってから、幼稚園教育に多大な興味を持つようになった。この時期は第一次世界大戦後のいわゆる戦間期に当たり、世界中の教育関係者が就学前教育に関心を寄せており、特にイギリス

の保育学校はその最たるものであった。沢柳もこの保育学校が、日本における就学前教育の変革をもたらす可能性を秘めているものとして大きな関心を示していた。

この時期、幼稚園に従事する関係者たちの間では、独立した幼稚園令を制定して幼稚園の教育を改善したいという議論がこれまで以上に高まっていった。その幼稚園令制定に関する諮問は、1925（大正 14）年、文政審議会においてなされ、その結果、1926（大正 15）年の幼稚園令が制定される運びとなった。そこでの議論は、それまでの中上流の子女のための機関という日本独自の形態から大きく変貌し、共働きの貧困労働者の子どもたちをも収容し、いわゆる保育所の機能をも組み込んだものとなる可能性をもっていたにもかかわらず、結局幼稚園令を小学校令から独立させるだけにとどまってしまった。とはいえ、幼稚園令を心から望んでいた幼稚園教育の関係者たちは、このことを「慶賀すべき」できごととして歓迎したのである。

一方で、沢柳は「自然科」に非常に大きな関心をもっており、それを小学校だけでなく幼稚園の教育に生かすことを考えていたようである。制度的にはイギリスの幼児学校に関心を抱き、内容的には自然科に興味を持っていた彼は、「適当な人さへあれば」そのような幼稚園を実験的にやってみたいという気持ちもあったが、成城小学校に幼稚園を付設して行うということは考えていなかったようである。そこには経済的な理由ももちろんあったであろうが、それ以上に、小林宗作や小原の成城幼稚園が、彼のイメージする幼稚園の姿ではなかったのであろうと考えられる。

沢柳の考える幼稚園は、自然科を通じてカリキュラム上も初等教育と連続したものであり、就学前教育の場としての幼稚園を世界の範となるようなものとして、行っていきたいと考えていたのである。そしてもし可能であれば、イギリスの幼児学校のように、義務教育でなくとも正規の学校教育体系に組み込むことも視野に入れていたと考えられる。そのための実験的な幼稚園を想定していたのであろう。

本稿は、沢柳が幼稚園という就学前教育の場に対して、どのようなスタンスで

関わり、どのような理解をしていたのかということを明らかにしてきた。初等教育は、もちろん国民教育として重要であるのは当然であるが、特に低学年の教育においては、就学前教育とは不離の関係にあることもまた明らかである。沢柳は、最初に官僚として幼稚園というものに関わるようになったのであるが、そののち民間教育家として幼稚園や就学前教育に関わった時代は、ちょうど世界的にも就学前教育に関心が及んだ時代と合致していた。その中で、彼は初等教育との関係から就学前教育を捉え、子どもの発達という観点だけではなく、初等教育におけるカリキュラム改革の前提としての観点からも、就学前教育を位置づけようと考えていたと思われる。

その中で、彼が非常に高い関心を持っていたのが自然科であるが、この自然科は、成城小学校の教育において、国語科と共に非常に重要な位置にあり、自然科なくして成城小学校の教育を理解することは不可能であるといっても過言ではない。この自然科に関しては、また稿を改めて考えてみたい。

注

(1)『成城大学共通教育センター論集』第 7 号、2014 年
(2) 小林宗作「幼稚園教育の可否に就て(その一)」『教育問題研究・全人』第 33 号、1929 年、64 頁。引用文中（ ）内は原文のまま。
(3)『澤柳政太郎全集』（以下、『全集』とする）第 3 巻所収。初出は『教育実験界』第 5 巻第 9 号、1900 年 5 月
(4)「幼稚園児童保育の方針」『全集』第 3 巻、45 頁
(5) 同上、45 ～ 46 頁
(6)『澤柳政太郎私家文書目録』(『成城学園教育研究所研究年報』別巻、平成 2002 年 3 月、成城学園教育研究所）21 頁
(7)「私家文書」〈0366〉
(8) 同上
(9) 同上
(10) 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房、2001 年、358 頁。
(11) 同上、360 頁
(12) 同上、361 頁
(13) 沢柳前掲「幼稚園児童保育の方針」、46 頁
(14) 同上、47 頁
(15) 同上

(16) 同上
(17) 同上、48 ～ 49 頁
(18) 同上 49 頁
(19) 同上
(20) 同上
(21)『入学前の教養』（米国教育省編、結城捨次郎訳、文化書房出版）序文、1924 年。
(22)「幼稚園令発布記念全国幼稚園大会記録　議長開会の辞」『幼児と教育』第 26 巻第 7 号（1926 年 7 月）6 ～ 7 頁。なお、「私家文書」には、ここで言及したエディンバラでの国際教育会議における幼稚園教育に関するメモが残されている（「私家文書」〈1950〉および〈3089〉）。メモでは、幼稚園問題についての部会は「学校前教育」となっており、「学校前教育部」の「決議三」と「決議四」がその決議に当たる。原文は残っていないが、この「学校前教育」は「pre-school」の翻訳であろうと推察される。
(23) 阿部彰『文政審議会の研究』風間書房、1980 年、87 頁
(24)『資料　文政審議会　第二集　総会議事速記録（一）』明星大学出版部、1989 年、298 頁
(25) 同上、308 頁。
(26) 同上、310 ～ 311 頁
(27) 同上。
(28) 阿部前掲『文政審議会の研究』88 頁
(29) 前掲『資料　文政審議会　第二集』315 頁
(30) 同上、306 頁
(31) 注 29 に同じ
(32) 前掲『資料　文政審議会　第二集』300 頁
(33) この発言に対して答弁した松浦は、沢柳の主張する建議案についても審議しようと思っているが、この諮詢第五案を含む議題については、次の議会における予算問題や学校の学年開始の関係からも早く決議を求めたい意向を示している。さらに、この幼稚園令制定の問題は「直ニ簡単ニ五六分デ済ムト云フヤウナ問題ト私共ハ考ヘテ居ラヌ」ので、十分な審議をしたいという認識を示している。要するに、文部省としては、すでに幼稚園令を公布することが議会でほぼ決定済みであったとしても、手続き上、この文政審議会を経ることが必要であるという判断で諮問したのであろう。こうした点もまた、沢柳が不満を示した要因であろう。
(34)『各国幼稚園教育制度』「私家文書」〈0785〉。ちなみに、『澤柳政太郎私家文書』の「解題」によると、諮詢第五号案に関する資料のうち、「幼稚園令制定に関する意見書」〈0784〉と「大正十四年二月　全国幼稚園ニ関スル調査」〈0787〉の二点は私家文書にのみ残されているものである。（『澤柳政太郎私家文書』「解題」212 頁。執筆は北村和夫）
(35) 同上 17 頁
(36) 同上 29 頁
(37) 同上 35 頁

(38) 同上 39 頁
(39) 同上 40 〜 41 頁
(40) 同上 43 〜 44 頁
(41) 同上 45 頁
(42) 同上 46 頁
(43) 同上 47 頁
(44)『幼児と教育』第 25 巻第 4 号、1925 年 4 月、150 〜 157 頁および第 5 号、1925 年 5 月、191 〜 200 頁。
(45) 沢柳前掲「幼稚園令の制定」『全集』第 3 巻 475 頁。
(46) 湯川前掲『幼稚園制度の設立』363 頁
(47) 注 45 に同じ
(48) 同上
(49) Dawson, Agnes, *Nursery Classes*「私家文書」〈1124〉中、該当箇所（p5）を訳出。
(50) 同上
(51) 注 45 に同じ
(52)「東京保姆養成所における澤柳普通学務局長の演説（保育者のため）」『婦人と子ども』第 5 巻第 11 号、1905 年 11 月、65 頁
(53)『幼児教育』第 19 巻第 1 号、1919 年 1 月
(54) 同上
(55)「幼稚園改善の急務（御回答順）」『幼児教育』第 23 巻第 3 号、1923 年 3 月、99 頁